

令和5年度ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)

エネルギー効率を向上するために行う
生産設備の更新等を支援します！

<対象設備の例>

- 工作機械
- プレス機械
- プラスチック加工機械
- ダイカストマシン
- 産業用モーター
- デマンドコントローラー
- コンプレッサー
- キュービクル など

設備の購入費用や設置工事費のほか、
更新前設備の撤去や処分費用も対象です。

デマンドコントローラーの新設等により
エネルギー効率を向上する場合も対象となります。

賃金水準の向上に計画的に取り組む場合や、
省エネ診断を受診している場合は加点します。

概 要

- 補助対象 : 電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている中小企業者（製造業）
- 対象経費 : エネルギー効率向上のために行う生産設備の更新等の費用（購入費、工事費、撤去費、処分費）
- 補助率 : 2 / 3 以内
- 補助金額 : 下限200万円～上限1,000万円

募集期間

令和5年7月11日（火）～8月10日（木）

お問合せ先 申請先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム
〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号（県庁第二庁舎3階）

TEL : 018-860-2231 FAX : 018-860-3887

E-Mail : induprom@pref.akita.lg.jp



1. 補助事業期間

- 交付決定日から令和6年2月29日まで
- ※ 上記の期間内に発注、納品、撤去、廃棄、支払が完了した経費が補助の対象となります。
- ※ 令和6年2月29日までに実績報告書を提出してください。

2. 申請要件

- 日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の大分類において、製造業に属する事業を営んでいること。
- 県内に所在する事業拠点において取り組むこと。
- 生産設備等におけるエネルギー効率を向上する取組であること。

3. 申請方法

- 採択申請書類一式を作成し、関係書類を添付したうえで、電子申請により、ご提出ください。
- 提出する書類は次のとおりです。
 - ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業実施計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
 - ④ 誓約書（様式第4号）
 - ⑤ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）
 - ⑥ 現在事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）
 - ⑦ 経費の積算根拠となる参考見積書
 - ⑧ 債権債務者登録票（様式第5号）
 - ⑨ エネルギー効率が向上することの根拠資料
(既存設備・導入予定設備のエネルギー使用量がわかるカタログや仕様書等)

4. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

5. 対象とならない例

- 事務スペースの設備の更新、太陽光パネルや蓄電池に係る費用、リース契約、自社製品の購入、パソコンなど汎用性の高いもの等

6. 手続きの流れ

交付申請

審査

交付決定

事業着手

実績報告書提出

完了検査

補助金交付

8月10日
まで

9月初頭
予定

2月29日
まで

遅くとも
3月末頃